



# 九条はらまち

「はらまち九条の会」会報 No.360

2021(令和3)年6月12日(土)発行



■ **はらまち九条の会** は、戦争放棄の憲法9条を守り、永久に「戦争をしない国・日本」であることを願って活動する自由な市民の会です。支持政党や宗教を問わず、何の拘束もなく、匿名でも入会できる気軽な会です。

■ 結成は2005年12月で、今年で16年目。■ 会員は南相馬市原町区を中心に391名。年会費は千円。

◀ 本会のシール(デザイン: 朝倉悠三さん)

## コロナ禍の混乱の中で“改憲”だなんて

### 改憲のための“国民投票法”も改正

5月3日の憲法記念日に、病気で退陣した安倍晋三氏と菅義偉首相は、まるでコロナ禍を利用する“火事場泥棒”のように、憲法改訂をアピールしています。

自民党は以前から改憲の4項目、①緊急事態条項、②自衛隊明記、③参議院の合区解消、④教育無償化を掲げていますが、いずれも改憲しなくても現在の法律で対応できることと言われ、コロナ対策こそが急務です。

### 国民投票法ってなに？

元文部科学事務次官 前川喜平氏

国民投票法は、憲法96条にもとづき憲法改正の具体的な手続きを定めた法律で、2007年に成立。さらに、6月11日改正案が国会で成立しましたが、まだまだ問題の多い法律です。◇前川喜平氏の厚木市での特別授業の<資料>で問題点を考えてみましょう。



- ①2014年改正で、投票権は20歳から18歳に。
- ②今回の改正で、駅やショッピングセンターでも投票できる。遠洋航海中の洋上投票も可能に。
- ③現在の国民投票法では、投票期日の14日前まではテレビ、ラジオ、インターネット等での広告放送(CM)を無制限に行うことができ、大政党がその資金力で有利です。これでは公平ではないから、放送時間を賛成派、反対派に公平に配分することが必要。今回の改正案審議で、立憲民主党は3年間で再検討するという条文を加えることで法案に賛成し、共産党と社民党は反対しています。
- ④現在の国民投票法では、最低投票率や絶対得票率の規定がありません。単純に投票総数が2分の1を超えたら「過半数の賛成」になり、投票率が30%で、有権者総数の15%で改憲になってしまいます。少数で改憲にならないよう「最低投票率」を定めるべきという意見が強い。

また「絶対得票率」の意見もあります。有権者の一定の賛成が必要で、例えば、絶対得票率35%とすれば投票率70%なら50%を超える賛成が必要で、投票率50%なら70%を超える賛成が必要だが、このような規定がなく問題です。

◆(2021. 5. 27神奈川県あつぎえんぴつの会特別授業より)

なにが  
改憲  
東京五輪  
私は五輪の主催者ではない  
尻身を黙らせろ!  
説明できないことがある



### 千葉県の“平和の会”から『憲法』冊子170部の希望

♣5月中旬、千葉県の“平和・人権・教育と文化を考える会”から事務局に、「はらまち九条の会発行の復刻版『憲法』小冊子を170部送ってください」という嬉しい連絡が入りました。

♣はらまち九条の会の『憲法』は全国で人気ようです。(詳細は次号で)



5月3日憲法記念日の活動 その1

【護憲チラシ】 全市新聞折り込み十年(回)目に

■本会などの憲法記念日の活動、「憲法9条を守ろう」の意見広告チラシ」の新聞折り込みは今年も実施。五月三日、南相馬市の全新聞朝刊に一六、九〇〇枚を折り込みました。■この活動は、二〇〇八年五月が最初で、その後二〇一三年五月からは毎年行ってきたので、今年で通算十年(回)目です。■チラシの大きさは、B4版、横書き表裏、ピンクの用紙に、へ左はその縮小です。■二〇一三年間、チラシはほぼ同じなので、来年は変えようと相談しています。ご意見をお寄せください。

**日本国憲法第9条 ますます健在です。**

私たちが9条改憲に反対です

「日本は戦争をしない国」をこれからも堅持すべきです。「憲法」は国家や政府の権力を抑制し、国家の暴走を防いで国民の権利を守ります。国民の8割以上が「9条が日本の平和の役に立っている」と答えています。(NHK放送)

平朝憲法を高く掲げ  
コロナウィルスに打ち勝ちましょう!

はらまち九条の会 会長 平田隆雄 副会長 佐藤 幸徳 事務局長 早坂吉彦  
代表 沢谷 隆夫 代表 沢谷 隆夫 代表 沢谷 隆夫

**世界は憲法9条をえらび始めた**  
あなたは9条を変えて戦争に行きますか?  
——はらまち九条の会

この看板、ご存知ですか? 看板は、私たちが「はらまち九条の会」が2013年4月15日の新聞折り込み活動で、全国の新聞紙面に掲げたものです。看板の大きさはA4サイズです。

<p><b>日本国憲法第9条は、</b></p> <p>第9条 (戦争の放棄、戦力・交戦権の否認) 日本国は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国境の内外に於ける武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。 ② 前条の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</p>	<p><b>自民党の9条改憲案は、</b></p> <p>第9条の2第1項 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保障するために必要な範囲の規制を定めることに基づき、そのための 防衛施設 として、法中の定めるところにより、内閣の諮問をたぐ 内閣府設置法を改正する旨の法律を制定する。 第2項 自民党の行状は、法律の定めるところにより、国会の承認を要する。</p>
---	---

⇒

**自民党の改憲案は**  
9条の1(その中で、9条の2の第1項、第2項に定める)として自民党を認めています。そこで私たちは次のように考えます。

「自衛」の名のもとに、戦争する国へ  
改定で事実上自衛隊を認めている自民党は、長年国防としての防衛の自衛隊ではありません。2015年の安保法によって自衛隊を「戦力」として認定された自衛隊です。そのように自衛隊が持つ防衛の責任を自衛隊にのみ、「自衛」の名目での戦争へ向けさせることが容易になります。

5月3日憲法記念日の活動 その2

“毎日・朝日”など 全国紙の意見広告  
「武力で暮らしは守れない」に協賛

- 吉岡英子 渡辺幸夫 渡部やす子 渡辺吉男  
高橋和子 高橋奈美子 高橋寛 塚野清子 飛塚  
岡村森 岡村平 岡村太郎 岡村弘子 小川尚一  
卯光 はらまち九条の会 香場恵子 香場正宏 比佐和美  
田吉友 遠藤 大坪八重子 大柳 大柳龍一郎  
松井ゆ子 藤原 杉原卓  
子 宮本公子 井陽子 及

はらまち九条の会



2003年から続く  
新聞紙上のテモ

○毎年5月3日の憲法記念日に『毎日新聞』や『朝日新聞』などの全国紙の全一面を使った「憲法9条を守ろう」の意見広告が掲載されますが、本会では今年も協賛応募しました。○紙面ではく左のように都道府県ごと極小の活字で協賛団体名や氏名が掲載されていますが、「はらまち九条の会」や本会会員さん15名の氏名を見つけることができました。